

湯河原町告示第 84 号

湯河原町新しい学校づくり基本構想策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町新しい学校づくり基本構想策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 湯河原町新しい学校づくり基本構想策定支援業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した候補者を厳正かつ公平に決定するため、湯河原町新しい学校づくり基本構想策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 企画提案書等の審査に関すること。
- (2) 企画提案書等の評価及び候補者の選定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、まちづくりグループ参事をもって充てる。
- 3 副委員長は、福祉グループ参事をもって充てる。
- 4 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 学校教育に関する知見を有する者のうち町長が委嘱する者
 - (2) 地域福祉に関する知見を有する者のうち町長が委嘱する者
 - (3) 消防長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第6条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議及び議決に加わることができない。

- (1) 審査の対象となる提案を行った者（以下「提案事業者」という。）と直接の利害関係を有するとき。
- (2) 提案事業者の役員、顧問その他これらに準ずる地位にあるとき又は過去にその地位にあったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審査の公平性を損なうおそれがあると委員長が認めるとき。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、意見の聴取及び説明を受けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、この効力を失う。